

資格要件審査表

追番	資格要件	確認資料等
1	道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。	<input type="checkbox"/> 提出書類(いずれか1つ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 寄付行為 ・ 法人登記事項証明書 ・ 会則等これらに準ずる書類
2	役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)について、道路交通法第51条の8第3項第2号イからハまで並びに道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロのいずれかに該当するものでないこと。	<input type="checkbox"/> 提出書類(全て提出) <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日及び住所を記載した名簿 ・ 成年被後見人等とする記録がない旨の証明書(全て) ・ 左記事項に該当する者がいない旨の誓約書 ・ 運転記録証明書
3	委託事務を行う事務所を福岡県内に有していること。	<input type="checkbox"/> 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所を有することを証明する書類
4	次の要件のいずれにも該当する者を講習を総括管理する者(講習責任者)として、本業務の履行場所に配置できること。	下記資料を確認し、資格を有する者であることを確認
	(1) 安全運転管理者若しくは副安全運転管理者又は運行管理者として、自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験を有すること。	<input type="checkbox"/> 提出書類(①②又は③④の組み合わせで提出) <ul style="list-style-type: none"> ① 安全運転管理者等講習修了証の写し ② 安全運転管理者又は副安全運転管理者経歴書 ③ 運行管理者証の写し ④ 運行管理者経歴書
	(2) 自動車安全運転センターが行う安全運転管理課程を修了していること。	<input type="checkbox"/> 提出書類(いずれか1つ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習修了証書の写し ・ 安全運転指導者証の写し
5	(3) 道路交通法第51条の8第3項第2号イからハまで並びに道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロのいずれかに該当するものでないこと	<input type="checkbox"/> 上記2の提出書類を提出
5	次の要件のいずれにも該当する者を講習を実施する者(講習指導員)として、本業務の履行場所に配置できること。	下記資料を確認し、資格を有する者であることを確認
	(1) 安全運転管理者、副安全運転管理者若しくは運行管理者として自動車の運転の管理に関し1年以上の実務経験を有し、又は自動車安全運転センターが行う安全運転管理課程を修了していること。	<input type="checkbox"/> 上記4(1)又は(2)の提出書類のうち、いずれかの書類を提出
6	(2) 道路交通法第51条の8第3項第2号イからハまで並びに道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロのいずれかに該当するものでないこと。	<input type="checkbox"/> 上記2の提出書類を提出
6	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の措置を講じる旨の誓約書
7	会社更生法に基づき更正手続開始の申立て、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法による和議開始の申立てをしていないこと。	<input type="checkbox"/> 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記事項に該当しない旨の誓約書

「 役員(人)名簿

その1

法人名		所在地	
-----	--	-----	--

役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所

※ 法人の登記簿に記載されている役員について、すべて記載。

講習責任者・講習指導員名簿

その1

法人名	所在地	所在地	

役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所

※ 法人の登記簿に記載されている役員について、すべて記載。

誓 約 書

当法人は、役員に道路交通法第51条の8第3項第2号イからへまで並びに道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに掲げる、次のいずれかに該当する者がいないことを誓約します。

道路交通法第51条の8第3項第2号

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号

- イ 公安委員会の解任命令により安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- ロ 以下の違反行為をした日から2年を経過していない者
 - ひき逃げ
 - 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - 酒酔い・酒気帯び運転への車両・酒類提供、同乗行為
 - 無免許運転をするおそれがある者への車両提供、無免許運転への同乗行為
 - 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反、積載制限違反、放置駐車違反の下命・容認
 - 自動車使用制限命令違反

福岡県知事殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

誓 約 書

当法人は、講習責任者に道路交通法第51条の8第3項第2号イからへまで並びに道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに掲げる、次のいずれかに該当する者がいないことを誓約します。

道路交通法第51条の8第3項第2号

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号

- イ 公安委員会の解任命令により安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- ロ 以下の違反行為をした日から2年を経過していない者
 - ひき逃げ
 - 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - 酒酔い・酒気帯び運転への車両・酒類提供、同乗行為
 - 無免許運転をするおそれがある者への車両提供、無免許運転への同乗行為
 - 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反、積載制限違反、放置駐車違反の下命・容認
 - 自動車使用制限命令違反

福岡県知事殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

誓 約 書

当法人は、講習指導員に道路交通法第51条の8第3項第2号イからへまで並びに道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに掲げる、次のいずれかに該当する者がいないことを誓約します。

道路交通法第51条の8第3項第2号

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号

- イ 公安委員会の解任命令により安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
- ロ 以下の違反行為をした日から2年を経過していない者
 - ひき逃げ
 - 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - 酒酔い・酒気帯び運転への車両・酒類提供、同乗行為
 - 無免許運転をするおそれがある者への車両提供、無免許運転への同乗行為
 - 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、無資格運転、最高速度違反、積載制限違反、放置駐車違反の下命・容認
 - 自動車使用制限命令違反

福岡県知事殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

誓約書

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

福岡県知事殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

⑩

誓 約 書

会社更生法（平成14年法律第145号）に基づき更生
手続開始の申立て、民事更正法（平成11年法律第225
号）に基づき更生手続開始の申立て及び民事再生法附則
第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）
による和議開始の申立てをしていません。

福 岡 県 知 事 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

㊟